

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後							
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 523 1079 576">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 577 1079 1441">8 及び 9 削除</td></tr></table>	[略]	8 及び 9 削除	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1158 523 2089 576">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 577 2089 630">8 削除</td></tr><tr><td data-bbox="1158 632 2089 1441"><table border="1"><tr><td data-bbox="1158 632 1809 1441"><p>9 農地法（以下この項において「法」という。） ）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的 に供するための農地又は採草放牧地の区域が他 の市町村の区域にわたるものを除く。） <u>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（2） 法第4条第8項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ クタール以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の 転用のための権利の設定又は移転の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る 。）</u> <u>（4） 法第5条第4項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ</u></p></td><td data-bbox="1812 632 2089 1441">花巻市</td></tr></table></td></tr></table>	[略]	8 削除	<table border="1"><tr><td data-bbox="1158 632 1809 1441"><p>9 農地法（以下この項において「法」という。） ）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的 に供するための農地又は採草放牧地の区域が他 の市町村の区域にわたるものを除く。） <u>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（2） 法第4条第8項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ クタール以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の 転用のための権利の設定又は移転の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る 。）</u> <u>（4） 法第5条第4項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ</u></p></td><td data-bbox="1812 632 2089 1441">花巻市</td></tr></table>	<p>9 農地法（以下この項において「法」という。） ）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的 に供するための農地又は採草放牧地の区域が他 の市町村の区域にわたるものを除く。） <u>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（2） 法第4条第8項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ クタール以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の 転用のための権利の設定又は移転の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る 。）</u> <u>（4） 法第5条第4項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ</u></p>	花巻市
[略]								
8 及び 9 削除								
[略]								
8 削除								
<table border="1"><tr><td data-bbox="1158 632 1809 1441"><p>9 農地法（以下この項において「法」という。） ）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的 に供するための農地又は採草放牧地の区域が他 の市町村の区域にわたるものを除く。） <u>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（2） 法第4条第8項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ クタール以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の 転用のための権利の設定又は移転の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る 。）</u> <u>（4） 法第5条第4項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ</u></p></td><td data-bbox="1812 632 2089 1441">花巻市</td></tr></table>	<p>9 農地法（以下この項において「法」という。） ）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的 に供するための農地又は採草放牧地の区域が他 の市町村の区域にわたるものを除く。） <u>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（2） 法第4条第8項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ クタール以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の 転用のための権利の設定又は移転の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る 。）</u> <u>（4） 法第5条第4項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ</u></p>	花巻市						
<p>9 農地法（以下この項において「法」という。） ）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的 に供するための農地又は採草放牧地の区域が他 の市町村の区域にわたるものを除く。） <u>（1） 法第4条第1項の農地の転用の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（2） 法第4条第8項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ クタール以下の農地に係るものに限る。）</u> <u>（3） 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の 転用のための権利の設定又は移転の許可（同 一の事業の目的に供するための4ヘクタール 以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る 。）</u> <u>（4） 法第5条第4項の国又は都道府県等との 協議（同一の事業の目的に供するための4ヘ</u></p>	花巻市							

		<p><u>クタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(5) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（前各号及び第9号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(6) 法第49条第3項の通知又は公示（前号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(7) 法第49条第5項の損失の補償（第5号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(8) 法第50条の報告の徴取（前各号及び次号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(9) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（第1号から第4号までの事務に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(10) 法第51条第3項の原状回復等の措置及び公告（前号の事務に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(11) 法第51条第4項の原状回復等の措置に要した費用の違反転用者等からの徴収（前号の事務に係るものに限る。)</u></p>	
<p>9の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 法第4条第3項（同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（</u></p>	<p>[略]</p>	<p>9の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) [略]</p>	<p>[略]</p>

<p><u>前号及び次号から第5号までの事務に係るものに限る。)</u></p> <p>(3) <u>法第4条第5項の国又は都道府県との協議</u> (同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。)</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>法第5条第4項の国又は都道府県との協議</u> (同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。)</p> <p>(6) <u>法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転</u> (前各号<u>(第2号を除く。)</u>及び<u>第10号</u>の事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第49条第5項の損失の補償</u> (<u>第6号</u>の事務に係るものに限る。)</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>法第51条第1項の違反転用に対する処分</u> (<u>第1号及び第3号から第5号</u>までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p>		<p>(2) <u>法第4条第8項の国又は都道府県等との協議</u> (同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>法第5条第4項の国又は都道府県等との協議</u> (同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。)</p> <p>(5) <u>法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転</u> (前各号及び<u>第9号</u>の事務に係るものに限る。)</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第49条第5項の損失の補償</u> (<u>第5号</u>の事務に係るものに限る。)</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>法第51条第1項の違反転用に対する処分</u> (<u>第1号から第4号</u>までの事務に係るものに限る。)</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	
<p>9の3 農地法 (以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1) [略]</p>	<p>大船渡市</p>	<p>9の3 農地法 (以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1) [略]</p>	<p>大船渡市及び二戸市</p>

(2) 法第4条第3項（同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（前号及び次号から第5号までの事務に係るものに限る。）

(3) 法第4条第5項の国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）

(4) [略]

(5) 法第5条第4項の国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。）

(6) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（前各号（第2号を除く。）及び第10号の事務に係るものに限る。）

(7) [略]

(8) 法第49条第5項の損失の補償（第6号の事務に係るものに限る。）

(9) [略]

(10) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（第1号及び第3号から第5号までの事務に係るものに限る。）

9の4 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）

陸前高田市及び二戸市

(2) 法第4条第8項の国又は都道府県等との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）

(3) [略]

(4) 法第5条第4項の国又は都道府県等との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。）

(5) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（前各号及び第9号の事務に係るものに限る。）

(6) [略]

(7) 法第49条第5項の損失の補償（第5号の事務に係るものに限る。）

(8) [略]

(9) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（第1号から第4号までの事務に係るものに限る。）

9の4 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）

陸前高田市

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（前号及び次号の許可に係るものに限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（<u>第1号、前号及び第8号の事務</u>に係るものに限る。）</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第49条第5項の損失の補償（<u>第4号の事務</u>に係るものに限る。）</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（<u>第1号及び第3号の許可</u>に係るものに限る。）</p>	
[略]	
<p>11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1)～(51) [略]</p> <p>(52) 法第136条の意見の聴取</p>	[略]
[略]	

<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（<u>前2号及び第7号の事務</u>に係るものに限る。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 法第49条第5項の損失の補償（<u>第3号の事務</u>に係るものに限る。）</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（<u>第1号及び第2号の許可</u>に係るものに限る。）</p>	
[略]	
<p>11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1)～(51) [略]</p> <p>(52) 法第136条第1項の意見の聴取</p>	[略]
[略]	

17の2 [略]	[略]
17の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の2第2項の管理者の兼任の許可	盛岡市
17の4 [略]	[略]
[略]	
22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（9） [略] （10） 法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の建築物の <u>建ぺい率</u> 等の指定 （11） 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の建築物の <u>建ぺい率</u> 等の特例の許可 （12）～（19） [略]	宮古市、一関市、釜石市及び奥州市
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人等の設立の <u>手続等</u> に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、葛巻

17の2 [略]	[略]
17の3 [略]	[略]
[略]	
22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（9） [略] （10） 法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の建築物の <u>建蔽率</u> 等の指定 （11） 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の建築物の <u>建蔽率</u> 等の特例の許可 （12）～（19） [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、一関市、釜石市及び奥州市
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人等の設立の <u>手続等</u> に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢

を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。) (1)～(32) [略]	町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町	を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。) (1)～(32) [略]	市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町
[略]		[略]	
35の7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	宮古市、一関市、釜石市及び奥州市	35の7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、一関市、釜石市及び奥州市
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第2の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の左欄に掲げる事務で市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例別表第2の9の2の項から9の4の項までの右欄に掲げる市町村の長に対してされた同表9の2の項第1号若しくは第4号の許可の申請、同表9の3の項第1号若しくは第4号の許可の申請又は同表9の4の項第1号若しくは第3号の許可の申請に係る農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第41条第2項の規定による意見の聴取に係る事務については、当該市町村の長が管理し、及び執行する。